

一般社団法人グリーンファイナンス推進機構
地域脱炭素化出資事業に係る出資委員会設置規程

平成25年7月8日

GF規程第 20 号

改正 平成26年 6月18日 GF規程第 15 号

改正 平成27年 8月 3日 GF規程第 16 号

改正 平成29年 4月17日 GF規程第 12 号

改正 令和 2年 3月26日 GF規程第 9 号

改正 令和 6年 3月18日 GF規程第 30 号

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構（以下「機構」という。）定款第28条第1号に掲げる理事会の職務のうち、地域脱炭素化出資事業に関するものを適正に実施するため、地域脱炭素化出資事業に係る出資委員会の設置並びに任務、構成及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地域脱炭素化出資事業 地域脱炭素化出資事業実施要領（平成25年6月5日環政経発第1306052号。以下「要領」という。）2. に定める事業をいう。
- 二 対象事業 要領2.（1）の要件を満たす事業（平成29年3月31日以前に地域低炭素化出資事業として出資契約を締結した事業を含む。）をいう。
- 三 対象事業者 対象事業を行う事業者をいう。
- 四 対象事業活動支援団体 要領2.（2）の要件を満たすもの（平成29年3月31日以前に地域低炭素化出資事業として出資契約を締結した対象事業活動支援団体を含む。）をいう。
- 五 KPI 要領9.（2）に定める指標をいう。

(設置)

第3条 定款第28条第1号に掲げる理事会の職務のうち、地域脱炭素化出資事業に関するものを適正に実施するため、理事会に、地域脱炭素化出資事業に係る出資委員会（以下単に「出資委員会」という。）を設置する。

(職務)

第4条 出資委員会は、定款第28条第1号に掲げる理事会の職務のうち、地域脱炭素化出

資事業に係るものであって、既に決定した出資（劣後特約付金銭消費貸借による資金の貸付け（劣後特約付社債の引受けを含む。）を含む。以下同じ。）限度額の増額、出資の形態の変更等及びエグジットまでの一連の決議事項について、理事会の委任を受けて職務を遂行する。

（決議事項）

第5条 次の事項は、出資委員会の決議を経なければならない。

- 一 地域脱炭素化出資事業に係る既に決定した出資限度額の増額、出資の形態の変更等及びエグジットまでの一連の業務の執行の対処方針に関する事項。
 - 二 地域脱炭素化出資事業に係る既に決定した出資限度額の増額、出資の形態の変更等及びエグジット（機構の出資の総額が5億円以上となる対象事業及び対象事業活動支援団体に係るものを除く。）に関する事項。
 - 三 地域脱炭素化出資事業に係る既に決定した出資限度額の増額、出資の形態の変更等及びエグジット（機構の出資の総額が5億円以上となる対象事業及び対象事業活動支援団体に係るものに限る。）に関する事項その他重要な事項に関する理事会への付議に関する事項。
 - 四 地域脱炭素化出資事業として出資契約を締結した対象事業及び対象事業活動支援団体の遂行状況（第五号に掲げる評価の結果を含む。）に関する理事会への報告に関する事項。
 - 五 KPIの目標値に係る達成状況の評価に関する事項。
- 2 出資委員会は、前項の職務の適正な遂行において必要があると認めるときは、理事会の助言を求めることができる。

（理事会への付議及び報告）

第6条 出資委員会は、理事会に対し、前条第1項第三号の規定に基づく付議及び同項第四号の規定に基づく報告をするものとする。

（組織）

第7条 出資委員会は、代表理事及び機構の役職員のうちから理事会が出資及びエグジットまでの一連の決議に関する判断を適切に行うことができると認めて選任する委員をもって組織する。なお、委員のうち少なくとも1名については、地域脱炭素化出資事業に係る出資規程（平成25年7月8日GF規程第18号）第11条各号に定める出資契約締結後の手続きに関する事務を担当する役職員から選任する。

- 2 出資委員会の長は、委員長とし、代表理事をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第8条 出資委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員は、委員長に対し、議案を示して、出資委員会の招集を請求することができる。
- 3 出資委員会は、委員長及び全ての委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。この場合において、第7項の規定により書面によって議決権を行使する委員は、出席者とみなす。ただし、委員にやむを得ない事故がある場合は、この限りでない。
- 4 出資委員会の議事は、議決権を有する委員長及び委員（第7項の規定により書面によって議決権を行使する委員を含む。）の全員一致をもってこれを決する。
- 5 前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員長又は委員及び当該議案を提出した委員は、議決に加わることができない。
- 6 前項の規定により議決に加わることができない委員長又は委員の数は、第4項に規定する議決権を有する委員の数に算入しない。
- 7 出資委員会に出席できない委員は、書面によって議決権を行使することができる。この場合において、当該書面には、原則として議案ごとに可否及び意見を記載し、出資委員会の開催時までには当該書面を委員長に提出するものとする。
- 8 委員長に事故がある場合の第1項から第3項まで及び前項の規定の適用については、第8条第4項の規定により委員長の職務を代理する委員は、委員長とみなす。

（会議内容の公表及び非公表）

第9条 出資委員会の会議は、非公開とする。

（守秘義務）

第10条 委員長及び委員は、職務上知り得た情報を開示し、漏洩し、又は自ら使用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

（議事録）

第11条 出資委員会は、次の各号に掲げる事項について記載した出資委員会議事録を作成し、保管するものとする。

- 一 出資委員会の開催の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議事の内容
- 四 その他必要な事項

（出資委員会の運営）

第12条 この規程に定めるもののほか、出資委員会の議事及び運営について必要な事項は、委員長が出資委員会に諮って定める。

（改正）

第13条 この規程は、理事会の決議をもって改正することができる。

附則

この規程は、平成25年7月12日から施行する。

附則（平成26年6月18日GF規程第15号）

この規程は、平成26年6月18日から施行する。

附則（平成27年8月3日GF規程第16号）

この規程は、平成27年8月3日から施行する。

附則（平成29年4月17日GF規程第12号）

この規程は、平成29年4月18日から施行する。

附則（令和2年3月26日GF規程第9号）

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

第2条 改正前の本規程の名称、第1条、第2条、第3条、第4条、第5条及び第8条の規定は、改正後もなおその効力を有する。

附則（令和6年3月18日GF規程第30号）

この規程は、令和6年3月27日から施行する。